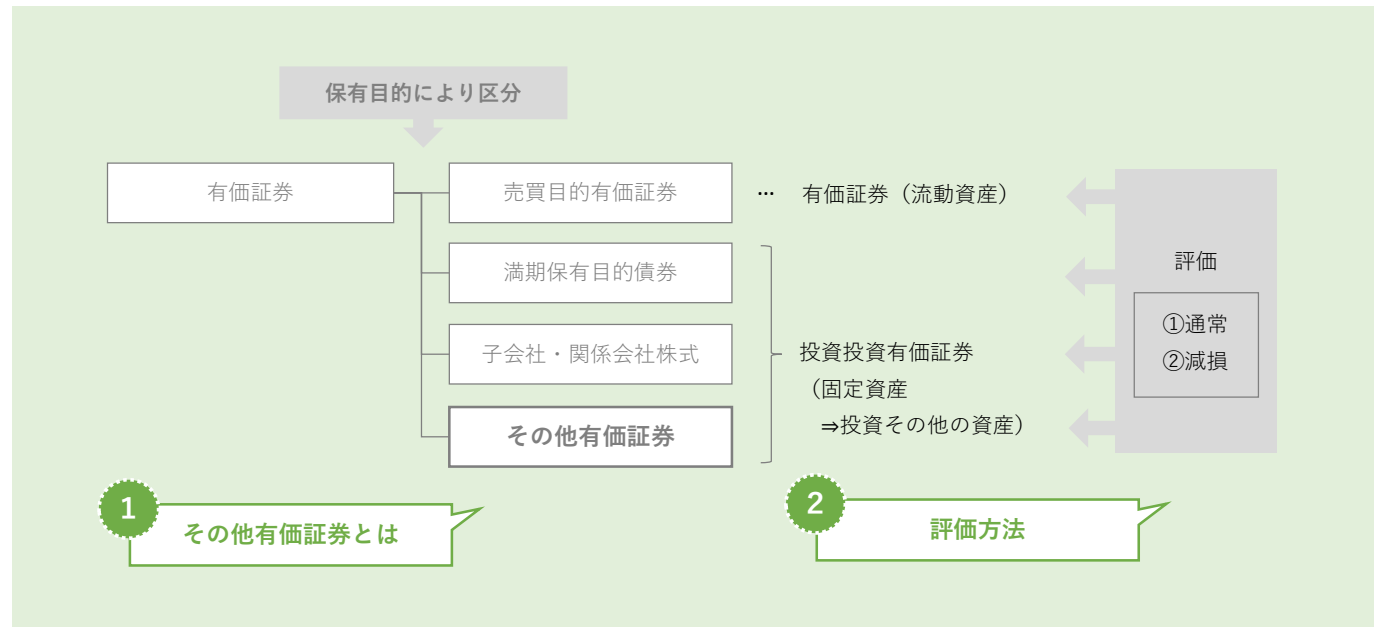


【全体概要図】



1 その他有価証券とは

⇒ その他有価証券とは、企業の保有する株式や債券などの有価証券の内、売買目的、満期保有目的、子会社、関係会社株式のいずれにも該当しない有価証券をいう。例えば、業務提携のために保有している有価証券が代表的な例であり、場合によっては売却することを想定している有価証券であっても直ちに売却するのではなく、長期保有している場合にはその他有価証券となる。

保有目的は取得時に判定することとなるが、取得以降も保有目的の判定は継続的に行われる。しかし、保有目的により有価証券の評価方法が異なることから、保有目的が無制限に行われると利益操作が可能となってしまう。保有目的は利益操作の目的をもって変更することが出来ないのは当然であるが、実務指針では保有目的の変更が出来る場合を限定列举しており、これに該当しない場合には保有目的の変更をすることが出来ない。基準上、保有目的の変更が認められているのは以下4パターンのみである。

- (1) 資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って、保有目的区分を変更する場合
- (2) 本報告（実務指針）により、保有目的区分の変更があったとみなされる場合
- (3) 株式の追加取得又は売却により持分比率等が変動したことに伴い、子会社株式又は関連会社株式区分から他の保有目的区分に又はその逆の保有目的区分に変更する場合
- (4) 法令又は基準が変更されたことにより保有目的が変わる場合

この中で、(2)~(4)は半強制的に保有目的変更が必要なケースであるため、(1)について補足を行う。運用方針の変更、状況の変化とは、文章のみを見ると比較的自由に保有目的が変更できるように感じるかもしれないが、これも企業の主観のみで目的変更を認めているものではない。具体的にこのケースに該当するのは、企業が初めてトレーディング取引を開始した場合に、既に所有していた有価証券の一部を売買目的の有価証券に振り替える場合など、非常に限定的な場合を想定しているのである。

2 その他有価証券の評価

⇒ その他有価証券として所有する有価証券については、時価をもって評価するものとされている。その他有価証券は原則として業務提携などの長期保有が目的であるため、短期的な売買を行うことには制約があることも多い。そのため、通常はその他有価証券の時価評価差額は損益として取り扱わず、純資産の部に計上する。しかし、著しい価値の下落があり、回復可能性もない場合には、評価差額を費用（損失）として認識する必要がある。

(1) 通常の時価評価

通常、その他有価証券の時価評価差額は損益として取り扱わず、純資産の部に計上する。なお、その他有価証券の評価差額は税効果の対象となる。

(例①) 評価益が発生する場合の仕訳例（簿価に対して時価が上回る場合）

$$\frac{\text{（その他有価証券）}}{\text{（有価証券評価差額金）}} = \frac{\text{（繰延税金負債）}}{\text{（繰延税金負債）}}$$

(例②) 評価損が発生する場合の仕訳例（簿価に対して時価が下回る場合）

$$\frac{\text{（有価証券評価差額金）}}{\text{（繰延税金資産）}} = \frac{\text{（その他有価証券）}}{\text{（繰延税金資産）}}$$

(2) 減損（価値の著しい下落がある場合）

その他有価証券の評価差額金は、損益計算書を通さず純資産に計上することは前述の通りであるが、時価が下落している場合には、その下落が大きく回復可能性がない場合には、評価差額を費用（損失）計上する必要がある。これを有価証券の減損という。

- ① 時価のある有価証券（株式・債券）
  - ⇒ 時価が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をまで減損を行う。この時価が著しく下落する場合は、その下落率により二段階に区分されており、以下のように処理を行う。
    - － 下落率が30%以上50%未満 … 企業の設けた基準で著しい下落を判定。回収可能性がある場合を除き要減損。
    - － 下落率が50%以上 … 著しい下落に該当。回収可能性がある場合を除き要減損。

- ② 時価のない有価証券（株式）
  - ⇒ 株式発行会社の実質価額と帳簿価額を比較し、価値の著しい下落がある場合には減損を行う。株式の実質価額は株式発行会社の純資産価額のうちの当社持ち分相当額により評価する。

- ③ 時価のない有価証券（債券）
  - ⇒ 償却原価法を適用し、債権の貸倒見積高の算定方法に準じて償還不能見積高を算定し、減損を行う。

(例③) 減損を行う場合の仕訳例（簿価に対して時価が下回る場合）

$$\frac{\text{（投資有価証券評価損）}}{\text{（繰延税金資産 ※）}} = \frac{\text{（その他有価証券）}}{\text{（繰延税金資産 ※）}}$$

※ 繰延税金資産を計上可能か否かは回収可能性の検討による（会社区分、タックスプランニング等による）。